

第4章

障害者計画

第4章 障害者計画

1 具体的な取組

基本方針1 住み慣れた地域で誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり

【基本施策】(1)理解促進の充実、情報アクセシビリティの推進

【現状課題】

- 障がいのある人の理解啓発を目的に「みんなの街フェス in 能美」を毎年開催していますが、障がいに関わりが少ない市民の参加を増やしていくこと、障がいのある人自身の意見が十分に反映できていないことが課題となっています。
- 障がいのある人に必要な情報が伝わるようにユニバーサルデザイン等を導入していますが、すべての人が快適に利用できるよう配慮が必要です。

【今後の方向性】

- 周知方法や参加しやすいイベント内容を検討し、幅広い層に対し障がいのある人の理解啓発を推進していきます。
- 各種行事・イベントや交流の場・居場所について、障がいのある人の意見が反映されやすい体制を整備していきます。
- 地域の行事やイベントに障がいのある人が参加しやすくなるよう働きかけを実施します。
- コミュニケーションが困難な人に対する支援を充実し、さらなるコミュニケーション手段の確保を図ります。
- 障がいの有無等に関係なく、誰でも必要とする情報を利用できるよう取り組みを推進します。

■ 活動指標

指 標	2023年度 実績	2028年度 目標
障害者週間事業参加者数	517 人	700 人
福祉体験学習の開催回数	72 回	100 回
地域福祉委員会の活動件数	5,223 件	5,400 件



① 障がいの理解促進と啓発

主な取組	内 容
理解の促進・啓発の推進	・「みんなの街フェスin能美」のイベントがより幅広い層の参加となるよう、障がいのある人の意見が反映されやすいイベント内容の検討や周知方法を工夫します。 ・社会福祉協議会やボランティア団体等が行っている啓発活動および障がいのある人やその家族等が主体的に取り組んでいる活動等に対して支援を行います。 ・市広報やSNSを用いて、市民や企業に向け障害特性や合理的配慮等を発信し、理解促進の充実を図ります。 ・市ホームページ、SNS、市広報、イベント等の活用や企業、学校等を通じて、障がいのある人が地域の中で積極的に活動できるよう、障がい特性や必要な配慮について周知・啓発を行います。 ・障がいの有無に関係なくふれあい、積極的に社会参加できる環境を推進します。

② 保育園・学校・地域における福祉教育の推進

主な取組	内 容
福祉教育の推進	・認定こども園や学校において、障がいのある児童・生徒とともに遊び、学び、過ごすことで障がいもひとつの個性と捉え、お互いを尊重し合える教育の充実を図ります。 ・障がい児への支援とともに子育て等に不安を抱える保護者へニーズに応じた支援の充実を図ります。 ・保育、学校教育、地域において福祉教育に携わる関係者の知識や技術向上を推進し、障害特性への理解を深めます。 ・ボランティア団体、当事者団体、学校、地域、障害福祉サービス事業等と協力し、福祉体験学習等を開催するなどインクルーシブ教育の充実を図ります。
地域における障がいのある児童・生徒・家族との交流の推進	・ボランティア団体や当事者団体等と協力し、地域の中で特別支援学校に通う児童生徒と地域の学校に通う児童生徒と一緒に学び、遊ぶ機会を促進します（同年代および年齢を超えた縦のつながりの交流）。

③ 地域における障がいのある人の家族への支援

主な取組	内 容
各種行事・交流イベントへの参加促進	・当事者団体や関係機関による各種行事・交流イベント等における主体的活動に対する支援を行いつつ、参加の促進を図ります。 ・障がいのある人（児）が地域のイベントに参加できるよう地域の町会・町内会への理解啓発や地域福祉委員会で障がいのある人への声かけや役割についての話し合いを推進し、触れ合う機会を増やします。 ・公共施設等において、年齢や属性にとらわれず誰もが参加できるイベントを開催し、交流人口の拡大と居場所を提供していきます。 ・障がいのある人（児）が自ら地域の清掃活動などボランティア活動に参加できるよう関係団体等に働きかけます。
ボランティア団体によるイベント参加支援の促進	・障がいのある人（児）が積極的にイベントに参加できるよう情報の提供や各種ボランティアの協力によるイベント参加支援（参加手続きのサポート、付き添い等）を行います。 ・障がいのある人のボランティアを推進します。
情報共有できる場づくり	・家族の精神面をサポートするために、悩みや情報を引き続き共有できる場の設置が必要であり、身体障害者福祉協議会や手をつなぐ育成会等の当事者団体を紹介し、サポートにつながる支援をします。 ・障がいのある児童を育てる親同士の情報共有の場づくりに向けた取り組みを支援します。
負担を軽減するための取り組み	・専門性を備えた当事者である相談員が、障がいのある人や家族の悩み、思いを聞き、精神的負担を軽減できるよう支援します。

④ 情報アクセシビリティの充実・デジタル化の推進

主な取組	内 容
障がいのある人への情報提供の充実	・視覚障がいのある人に対する声の広報について、データ化を図る等、利便性を向上させます。 ・能美市手話言語条例の基本理念にのっとり、手話に対する理解促進、手話を使いやすい環境の整備、手話通訳者等の人材確保に努め、必要な施策に継続して取り組みます。 ・パンフレットやチラシ等に、やさしい日本語や音声コードを活用し、障害特性への対応だけでなく誰もが利用できる情報提供に努めます。

【基本施策】(2)交流の促進、社会参加の推進

【現状課題】

○特別支援学校や通所サービス（生活介護・就労継続支援等）を利用している障がいのある人においては、地域の人との交流機会が少ない傾向にあります。町会・町内会や公民館の行事等に気軽に参加できるよう配慮をしていく必要があります。

○障がいを含む地域のあらゆる人が、それぞれ居場所や役割を持ち、支え合いながら自分らしくいきいきと活躍できるまちづくりに向けた取り組みを推進していく必要があります。

【今後の方向性】

○障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが居場所となる「ごちゃまぜ」の空間やふれあえる機会を創出し、スマートインクルーシブシティ構想と合わせながら市内全域に広めていきます。

○地域共生交流館は、高齢者、障がいのある人、子ども等誰でも安心して利用できる市内初のインクルーシブな施設であり居心地良くのんびり過ごせる人との交流の場と居場所を提供していきます。

■ 活動指標

指 標	2023年度 実績	2028年度 目標
当事者や家族の思いを話す場の開催延べ数	2 回	5 回
手話通訳者派遣人数（延べ）	344 人	365 人
要約筆記者派遣人数（延べ）	30 人	30 人

① 意思決定支援の推進・主体的活動への支援

主な取組	内 容
主体的活動の促進	・障がいのある人が地域活動の場に参加し、他者と一緒に活動ができるよう、当事者自身が外に出てみたいと思うことができる活動の場や機会を増やしていきます。 ・地域自立支援協議会の仕組みの中に当事者や家族の思いを反映できる機会をつくり、当事者や家族の主体性を支援していきます。 ・当事者や家族自身が障がいに関する思いや経験談を市民に伝える場や当事者自身が活動できる場を提供し、活動意欲を高めていきます。

② スポーツ・文化的活動の推進

主な取組	内 容
スポーツ・文化活動の振興	・障がいのある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、市広報・市ホームページ・市公式LINE等により各種イベント・スポーツ大会について周知し参加を促進します。 ・障がいのある人が芸術活動において、作品やパフォーマンスを披露できる機会の創出に努めます。 ・障がいのある人とない人の交流を深めるため、すべての人が一緒に親しめる身近なスポーツ活動の振興を図ります。
参加しやすい環境整備	・講演会や講座、各種教室等に気軽に参加できるよう、内容や実施場所等に配慮します。 ・手話通訳士や要約筆記者の派遣、一般市民や各種ボランティアの協力による参加支援（付き添い等）に努めるとともに、PRを図ります。 ・スポーツ施設や文化施設において、車いす使用者や視覚・聴覚障がいのある人が利用しやすい環境の整備に努めます。

③ ボランティア活動への参加および支援の促進

主な取組	内 容
能美市ボランティア・コミュニティ活動支援センターの充実	・ボランティア活動の支援体制・受け入れ体制を充実し、ボランティア活動者の意欲増進を図ります。 ・市広報や各種パンフレット、市ホームページ等の媒体で、ボランティア活動の紹介、募集、講座案内等を実施します。 ・年代別や多世代交流等、各種事業を幅広く展開し、ボランティア活動に対する理解を広げ、ボランティア同士での交流機会の促進を図ります。

【基本施策】(3)差別の解消・権利擁護の推進

【現状課題】

- 生活困窮や経済的虐待、家族関係の問題等、複合的な課題を抱えている世帯が増え、成年後見制度の利用ニーズが高まっています。
- 障がい者虐待では、親の高齢化や、生活困窮等複合的な課題を抱えている世帯が増加傾向にあります。また、障がい者施設職員の虐待防止の理解促進が必要です。
- インターネットを介した商品・サービスの利用拡大にともない、複雑で巧妙なネットトラブルに巻き込まれる障がいのある人が増えています。
- 2018年バリアフリー法の改正により、心のバリアフリーが国民の責務に規定されました。これによりアクセスの利便性の向上や適切なサポートの提供が強化されています。

【今後の方向性】

- 合理的配慮への取り組みを推進し、障がいを理由とする差別の相談や紛争防止・解決等に対して、関係課や関係機関等と連携を図ります。差別の解消について、市民、市内の事業所等に理解啓発を推進します。
- 成年後見制度の中核機関機能を担っている「くらしサポートセンターのみ」が制度利用の促進や支援体制の強化を進めていきます。
- 複合的な課題への専門的な介入や連携、障がい者虐待防止の理解、啓発を推進します。
- 関係機関と地域等がネットワーク体制により、消費者トラブルの防止に努めます。
- 相手の気持ちになって考え、行動し支え合うことができるよう心のバリアフリーを推進します。

■ 活動指標

指 標	2023年度 実績	2028年度 目標
成年後見制度に関する相談実人数	6 人	10 人
成年後見制度に関する認知度 (アンケート調査より※)	22.4%	30.0%

※2023 年度実施 「名前も内容も知っている」と回答した割合

① 差別の解消・心のバリアフリーの推進

主な取組	内 容
差別解消への取り組み	・「心のバリアフリー※」について、市民等に向けた広報及び啓発活動を効果的に実施します。 ・障害者差別解消法に基づき、市内事業所における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の策定への働きかけを推進するとともに、その目的等について周知・啓発に取り組みます。 ・「能美市職員の障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を周知し、合理的配慮への取り組みを推進します。 ・障がいを理由とする差別の相談や紛争防止・解決等に対して、関係課や地域の関係機関等と連携を図り、相談窓口の周知を推進します。

※「心のバリアフリー」：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より）

② 虐待防止と成年後見制度の推進

主な取組	内 容
虐待防止への取り組み	・障がいの理解や権利擁護の啓発を図り、虐待防止のネットワーク・地域づくりに努めます。 ・保健・医療・福祉・介護機関等と連携し、専門的な介入により複合的な課題解決と虐待の早期発見・早期対応の強化を図ります。 ・障害福祉サービス事業所は、当該施設従事者による虐待の防止に向けた取り組みを徹底します。
成年後見制度の推進	・権利擁護支援の中核機関機能を担っている「くらしサポートセンターのみ」が核となり、成年後見制度の周知啓発や関係機関との取り組み強化により、制度利用の促進を図ります。 ・知的障がいや精神障がいのある人に対してご本人の意思決定を尊重した権利擁護の支援体制の充実を図ります。また、身寄りがいない人や緊急性を要する人には市長申し立てにより権利擁護の支援を行います。

③ 消費者被害の防止

主な取組	内 容
消費者トラブルの防止	・消費者トラブルに関する情報の発信、被害者救済に関する必要な情報提供を行います。 ・障がいのある人の特性に配慮した消費生活相談に努め、障がいのある人への注意喚起に取り組めます。 ・消費者トラブルに遭遇した場合、または遭遇しそうな場合に障がいのある人の消費者としての利益を守るよう消費生活に関する相談等を実施します。 ・日常的な防止策として、障がいのある人にかかわる家族や周囲の見守り、地域の関係機関との連携を強化し、消費者トラブルの防止や被害者の救済に取り組めます。

【基本施策】(4)生活環境の整備、災害・緊急時の支援体制の構築

【現状課題】

- 市内公共施設の段差上に注意喚起のための点字鋏の取付工事、トイレの音声案内の設置等整備しています。ただし、民間事業所における既存の建物（バリアフリー法施行前）ではバリアフリー化していない建物があります。
- 障がいのある人や高齢者等を含む避難行動要支援者の把握等について、地域での見守り活動を通してその把握を進めてきましたが、引き続き、障害特性に配慮した避難支援への活用や関係機関等と共有するなど避難支援体制の整備や情報提供体制の確保等を充実させていく必要があります。

【今後の方向性】

- 歩道や公共施設におけるバリアフリーを推進するとともに、民間事業者への理解を促進し、誰もが快適に生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくりを目指します。
- 災害時要配慮者のサポート体制を強化していきます。
- 障がいのある人を含む誰もがいつでも情報を受け取る体制を充実していきます。
- 当事者や専門職だけではなく、地域の人と一緒に個別避難計画を策定し、災害時に適切に避難できる環境を整えます。
- 個別避難計画の作成や計画に基づき、災害時に支援体制がとれるよう訓練を実施します。
- 障がいのある人が災害時に安心して利用できる福祉避難所を検討していきます。
- デジタル化した「福祉見守りあんしんマップ」を活用し、地域と関係機関との情報連携を強化し見守り活動の充実を図ります。

■ 活動指標

指 標	2023年度 実績	2028年度 目標
地域福祉委員会の活動件数（再掲）	5, 223 件	5, 400 件
住宅改修費助成利用件数	0 件	2 件
在宅支援型住宅リフォーム助成事業利用件数	3 件	11 件

① バリアフリー環境の整備と外出支援の推進

主な取組	内 容
道路や公共施設、公共交通等のバリアフリー化の推進	・公共施設の福祉設備改修について中長期計画（10年間）を策定し、バリアフリーへの改修の優先順位づけを行います。（大規模改修や起債、当事者の生活を考慮） ・住宅や公共施設、歩道の平坦化等バリアフリーを推進し、誰もが安全に安心して利用ができる環境整備を推進します。 ・公共・民間施設に対し、ユニバーサルデザインの導入・普及を啓発します。 ・公共施設の大規模改修時には設計時から障がいのある人の意見を聞きながら施設改修へ反映させていきます。

主な取組	内 容
関係機関との連携による交通環境の整備	・リフト付きワゴン車等を用いた福祉移送サービスや福祉タクシー利用助成の対象者拡充を検討し、継続して推進します。

② 障がいに関心した住まいの整備・促進

主な取組	内 容
住まいを探す伴走支援	・障がいのある人が自立して生活するための住まいに関し、適切な住まいに入居できるよう体験なども含めた支援体制の充実を図ります。
バリアフリー化等の住宅改修への支援	・住宅改修の経済的負担を軽減するため、在宅支援型住宅リフォーム推進事業で住宅改修の助成を行ない、引き続き生活支援の改善に向けた支援を行います。

② 防災に関する知識の普及・促進

主な取組	内 容
災害時対策等の知識の普及・啓発	・防災に関する意識の向上を図るため、市広報や市ホームページ、防災講座等を活用して防災に関する情報を配信します。 ・N o m iメールや市公式LINEによる緊急情報を登録者へ配信し、わかりやすい周知に努めます。 ・洪水・土砂災害ハザードマップ等の全戸配布、福祉施設での掲示により災害時要配慮者へ避難場所等の周知に努めます。 ・障がい者福祉施設や障がい者団体等における防災訓練の実施の際にも地域の人々の積極的な参加を促します。

④ 災害時対策の強化

主な取組	内 容
災害時対策の推進	・デジタル化した「福祉見守りあんしんマップ」を活用し、災害時要配慮者のサポート体制を強化します。 ・災害時要配慮者の支援について、地域の支援組織や自主防災組織等と連携し、平常時から要配慮者の見守り体制の強化や災害時における避難支援、情報伝達方法等の確かな支援ができるよう検討していきます。 ・個別避難計画の作成や計画に基づき災害時に支援体制がとれるよう訓練を実施します。 ・障がいのある人が災害時に安心して利用できる福祉避難所の整備を進めます。 ・災害時要配慮者のサポート体制を強化するために、障がいのある人や高齢者等の各種情報（避難行動要支援者名簿）について整理するとともに、民生委員・児童委員等を中心として「のみリンク」を利用したデジタル版「福祉見守りあんしんマップ」の更新を継続します。

主な取組	内 容
連携体制の整備	・災害時に関係機関との連携体制を整備します。 ・防災通信体制の整備を継続して推進します。

⑤ 防犯体制の充実

主な取組	内 容
防犯体制の強化	・障がいのある人が犯罪等に遭わないよう、また、被害の早期発見・救済が図れるよう相談窓口の周知に努めます。

⑥ 地域における見守り体制の拡充

主な取組	内 容
地域見守り体制の拡充	・地域福祉委員会等による地域の見守り活動を推進します。 ・デジタル化した「福祉見守りあんしんマップ」を活用した地域と関係機関との情報連携を強化し、見守り活動を推進します。 ・地元企業等とのネットワークと連携した見守り活動を実施します。

⑦ 交通安全対策の推進

主な取組	内 容
道路や歩道の安全対策の推進	・関係課および関係機関との連携により、歩道拡張や交通安全機器の改良等を推進します。
交通安全思想の啓発の推進	・障がいのある人の交通事故を未然に防止するため、関係機関との協力により交通安全教室等の学習機会を実施し、交通安全に対する啓発に努めます。

基本方針2 障がいのある人が自立した生活を送る仕組みづくり

【基本施策】(1)包括的な相談支援体制の強化

【現状課題】

- 健康・障がい・日常生活上の困りごと等に対応する包括的な相談支援体制を充実していく必要があります。
- 障がい者のある人（児童）・高齢者・生活困窮・ひきこもり等の複合的な課題を抱える世帯に対する支援や関係機関の連携強化に努める必要があります。
- 子どもにおける包括的な相談支援体制の構築が必要となっています。
- 2022 年障がい者総合支援法等の一部改正により、2024 年4月から基幹相談支援センターの設置が努力義務となり相談支援機能の強化に努める必要があります。

【今後の方向性】

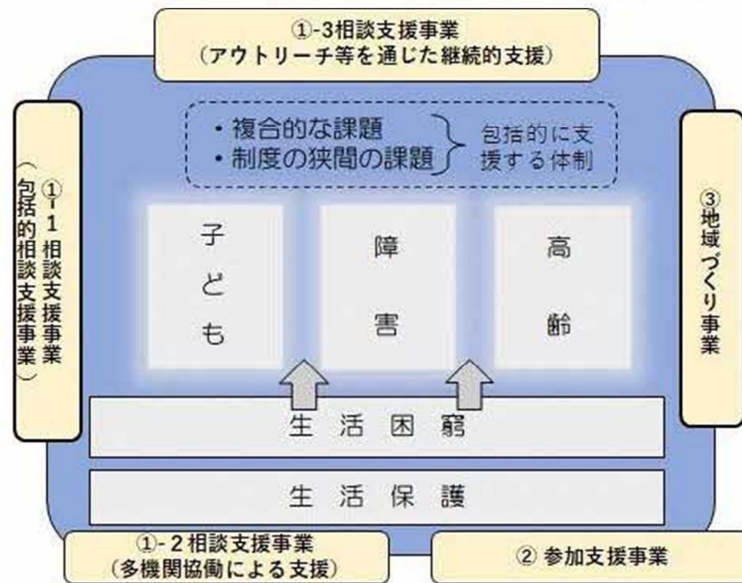
- 関係機関とのネットワークのもと、地域共生社会の実現を目指した重層的支援体制の推進による切れ目のない包括的な相談支援体制を強化します。
- 市健康福祉センターに「こども相談ステーション」を設置し、児童福祉にかかる相談と教育相談の専門職の集約のもと、障がい児支援、発達支援、養護、教育等の子どもにおける包括的な総合相談窓口体制を実施します。
- 障がいのある人が安心して生活を送れるよう、地域生活支援拠点による相談・一人暮らしの体験・緊急時対応等を推進します。
- ライフステージに応じた様々な生活上の課題について当事者参画のもと地域自立支援協議会で協議し取組の強化を図ります。
- 基幹相談支援センターを設置し、相談支援機能の強化を図ります。

■ 活動指標

指 標	2023年度 実績	2028年度 目標
地域生活支援拠点支援計画登録件数	1 件	30 件

重層的支援体制整備事業の整備

複合化する課題や制度の狭間を補い、包括的に支援する体制を整備

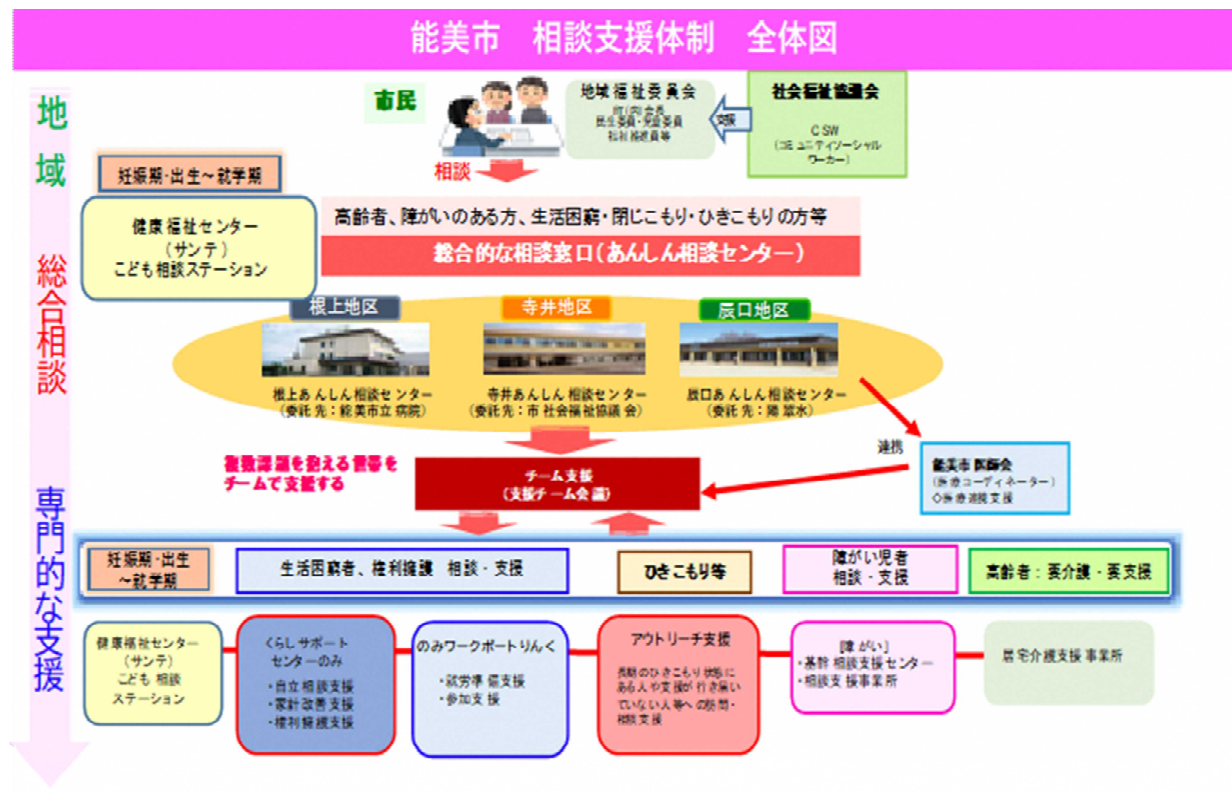


① 包括的な相談支援

主な取組	内 容
総合的な相談支援の推進	- 各地区のあんしん相談センターで相談を受け、障害相談支援事業所等の専門的な機関による支援を進めます。 2024年度市健康福祉センターに子ども相談ステーションを設置し、妊娠期から18歳未満の子育て期（母子保健・児童福祉・教育）の一体的なワンストップの総合相談支援を推進します。
ライフステージに応じた相談支援体制の確立	障がいのある人一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供するため、切れ目のない相談支援体制を整備し、地域での生活を支援します。
地域における相談活動の充実	- 民生委員・児童委員等と支援者との連携を図り、障がいのある人や家族が安心して生活できるように支援します。 - 本人の特性に応じたサービスの利用や地域生活支援拠点の充実を図ります。
重層的支援体制の推進	- 障がいのある人（児童）、高齢者、生活困窮、ひきこもりの人等の複合化・複雑化した課題を抱える世帯等へ包括的な支援を推進します。 - 世帯の抱える複雑化した課題に対して医療・介護・司法・教育・就労・家計支援等の関係者と多機関協働のチームによる支援体制（支援チーム会議）を強化します。

② 専門的な相談支援の強化

主な取組	内 容
障害基幹相談支援センターの設置・運営	・ 障害相談支援事業者等に対する専門的な指導の中核的な機関として位置付け、障がいの特性に応じた支援体制の強化を図ります。 ・ 地域移行・地域定着の促進の取り組みや権利擁護・虐待の防止に努めます。 ・ 障がい関係機関の資質向上のための研修の開催や支援関係者のネットワークを強化していきます。 ・ 地域自立支援協議会の協議を当事者参加のもと進め、地域課題の解決を目指します。 ・ 障がいのある人（児）が身近な地域で医療一療育ーリハビリ等、切れ目なく専門的な支援を受けることができるよう、支援体制の整備に努めます。



③ 地域生活支援拠点等の整備

主な取組	内 容
障がいのある人の生活支援	・障がいのある人（児童）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるために、緊急時の迅速な相談や受入れ、一人暮らしへの移行が図られるよう努めます。 ・地域で安心した支援が受けられるように、専門的人材の確保や育成等、地域の体制づくりを整備していきます。2024年度から新たに障害福祉事業所に働く人へ家賃補助を行い、人材の確保を支援します。 ・障がいのある人の自立支援の観点から、施設等から地域への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整えていくとともに、地域生活支援拠点の機能の充実やグループホームへの入居支援等、地域の社会資源の有効活用により、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みの充実を図ります。

【基本施策】(2)切れ目のない療育・教育の推進

現状課題

- 就学後に支援を受けるための保護者手続きについて、説明会を実施しています。市内に民間の認定こども園も設置され、支援を必要とする家庭に情報が行き届くよう、これまで以上に関係機関の周知・連携が求められます。
- 特別支援学級だけでなく、通常学級にも特別な配慮が必要な児童・生徒が増加傾向にあります。このような児童生徒への対応について、苦慮している特別支援教育支援員を含めた教職員も見られます。
- 多様な障がいのある子どもに対し、適切な発達支援の提供が求められています。
- 乳幼児期から青年期までの切れ目のない療育・教育・就労等の支援が求められています。

今後の方向性

- 早期から適切な療育支援が受けられるよう、保育・発達支援・教育機関が連携を強化し、相談支援を進めます。
- 発達段階に応じた就学が円滑に進められるよう、教育支援体制の整備を推進します。
- 保健・医療・福祉・教育の切れ目ない早期療育を推進します。
- 特別支援学級の1クラス当たりの人数が増えたことにより、居場所づくりや絆づくりがうまくいかない児童生徒に対して、適切な支援ができるように、特別支援教育支援員を含めた教職員への研修の充実に努めます。
- 地域全体の障がい児支援の質の向上を図ります。
- 「こども相談ステーション」を設置し、児童発達支援センター中核機能を充実します。

■ 活動指標

指 標	2023年度 実績	2028年度 目標
関係機関における発達・療育相談実人数	938 人	1,015 人

① 就学前支援の充実

主な取組	内 容
保育環境の充実	・ 個別ニーズに応じた保育環境の充実のため、障がいのある乳幼児の円滑な入園や加配保育士の配置等について民間の認定こども園とも協力し推進します。
早期発見・早期療育体制の充実	・ 早期から適切な療育が受けられるよう、関係職種等がこども相談ステーション専門員と連携を図り、専門的な相談支援につなげていきます。 ・ 児童発達支援事業において、支援を必要とする乳幼児の療育を推進します。 ・ 障がいに応じた療育の充実を図るため、こども相談ステーション専門員による保育士等の資質向上に向けた研修の機会を確保し、知識・技術の向上を図ります。

主な取組	内 容
相談支援体制の強化	・保健、医療、福祉、教育の関係機関の連携を図り、早期からの療育相談支援体制の強化を図ります。

② 地域における障がいのある子どもへの支援

主な取組	内 容
児童発達支援センター機能の充実	・地域における障がい児支援の中核的役割を担います。 ・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能を行います。 ・地域の障害児通所支援事業所に対する支援内容等の助言や援助を行います。 ・地域のインクルージョン※の推進に努めます。 ・地域の障がいのある子どもの発達を支援する相談機能を担います。

③ 就学支援と教育支援体制の整備

主な取組	内 容
就学支援および相談体制の整備	・発達段階に応じた適切な就学ができるよう、保健、医療、福祉、教育、保育の関係機関との連携による就学サポート説明会の開催等、早期からの情報提供や相談支援体制の整備に努めます。 ・障がいのある児童・生徒およびその保護者の理解と協力を得ながら継続的に就学相談・支援ができる体制の整備に努めます。
地域における障がいのある児童・生徒との相互理解の推進	・特別支援学級と通常学級の児童生徒がともに学び、行事に参加できるよう配慮し、相互理解を推進します。
特別支援教育推進体制の整備	・特別支援教育に関する教職員への研修を実施し、指導力の向上を支援します。 ・特別支援教育コーディネーターによる関係機関との連絡調整・協力体制の充実を支援します。
一貫した支援体制の構築	・個別の教育支援計画の活用による各種専門職の連携・継続的支援体制を確立し、一貫した支援に努めます。障がいのある人がライフステージに応じた必要なサービスを利用し、卒業後もいきいきと生活を営めるよう推進します。

※インクルージョン：包み込むという意味で、障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと

【基本施策】(3)就労支援等の自立に向けた支援体制の充実

【現状課題】

- 障がいのある人の雇用や就労継続支援における軽作業の受注においては、地元企業等の理解と協力が必要となっています。
- 福祉的就労における工賃が低く、障がいのある人が安心して生活できるよう総合的に就労を支援する必要があります。
- 障がいの特性や個別ニーズに合った就労環境を充実する必要があります。

【今後の方向性】

- 合理的配慮の義務化により障がいの特性をより一層理解して雇用するよう、一般企業に対しての周知広報、理解促進を進め、障がいのある人の社会参加を推進していきます。
- 障がいのある人の多様な就労ニーズに対する職種や作業の多様化や、雇用先の開拓・確保及び相談支援の強化を推進していきます。
- 市内就労支援施設の受注等が増えるよう、付加価値のある商品開発や販路の開拓、一般企業からの請負事業の増加、及び事業所と連携して優先調達を推進します。

■ 活動指標

指 標	2022年度 実績	2028年度 目標
市内福祉就労施設における平均工賃	月平均 19,495 円	月平均 26,100 円

① 福祉的就労への支援

主な取組	内 容
福祉的就労支援体制の充実	・一般企業への就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援」、「就労移行支援」を推進します。福祉的就労支援の従事者が障がいのある人に合った適切な支援やアセスメントを行うことができるよう、事業所の意見交換の場を設ける等、支援スキルの向上に努めます。 ・こまつ障害者就業・生活支援センターや福祉施設、特別支援学校等と広域的連携を図り、福祉的就労支援ネットワークの構築に努めます。 ・障害福祉事業所が新たな自主製品の開発や広報のみ・SNS等を用いて市内企業等に製品へのPR、販路拡大により幅広く工賃の向上を目指せるよう支援します。 ・障害者優先調達推進法に基づき市が作成する調達方針の目標額を達成できるよう、各課に対し、福祉的就労施設等からの調達の拡大に向けた取り組みを促進します。

② 雇用の促進

主な取組	内 容
公的機関および民間企業における雇用啓発・促進	・市内企業での障がい者雇用に向けて就労支援アドバイザー派遣事業を推進し、法定雇用率を達成できるよう努めます。 ・雇用率制度や助成金制度等の各種制度を周知し、雇用率未達成企業の相談会やセミナー、各種イベントにおいて障がいがありながら働くことに関する普及・啓発を行います。 ・市広報・SNS等を用いて、地域の一般企業に対し、障がい者雇用の理解啓発を進め、協力企業を増やし職種や作業の多様化を働きかけます。 ・通所事業所連絡会が商工会との連携に向け、取組を推進します。
就労相談機関との連携	・教育や福祉の関係機関、ハローワーク小松、こまつ障害者就業・生活支援センター等との連携による就業支援ネットワークを形成し、就労のきっかけづくりや職場への定着、適切な相談に努めます。
福祉施設から一般就労への移行推進	・福祉的就労から一般企業への就職を希望する人に対して、関係機関の連携のもとに求職活動から就職、職場定着にいたるまで一貫した個別支援を行い、それぞれの人に合った職場探しを支援します。

【基本施策】(4)保健・医療・福祉サービスの充実

【現状課題】

- 特定健診やがん検診において40～50代の受診率が低いため、健診の実施期間等を見直し少しでも受診しやすい環境を検討しています。
- 子育てや発達、障害に関する相談件数は増加傾向にあり、相談内容の複雑化や支援の長期化がみられます。
- 医療について希望することとして、手帳別では、「身体・精神」が「医療費自己負担分の減免制度があること」、「知的」は「医療にたずさわる人が障がいを理解してくれること」が多くなっており、福祉制度や医療関係機関における配慮が重要です。(アンケート調査より)
- 障がいのある人(児童)の医療に関して医療コーディネーターへの相談が増加しています。
- 手話通訳者や要約筆記者等の人材不足がみられ、要約筆記については認知度が低い現状があります。
- 市内の公共施設では、段差上に注意を喚起するための点字鋏の取付工事やトイレの音声案内の設置などの整備を行っています。ただし、民間事業所における既存の建物(バリアフリー法施行前)ではバリアフリー化していない建物があります。
- 不安を抱えている障がいのある人に対して、現状を把握していくとともに、施設や環境等の整備にかかる啓発や知識の普及を促進させ、地域で暮らすことに対する不安を減らしていく必要があります。

【今後の方向性】

- より身近な場所で気軽に相談できる機会として精神科医および臨床心理士によるこころの相談を継続します。
- 関係機関の協力のもと、相談窓口の周知、こころの健康に関する出前講座を実施します。
- 障がいのある人(児童)の医療に関して医療コーディネーターによる相談対応を充実します。
- 手話に対する理解促進、手話を使いやすい環境の整備、手話通訳者等の人材確保に努め、必要な施策に継続して取り組みます。
- 障がいのある人が社会活動の機会を広げることができるよう、多様な形態の外出支援を推進します。
- 障がいのある人が自立して生活するための住まいに関する支援を行います。
- 地域生活への移行支援が必要な障がいのある人の住まいを確保するため、関連団体等によるグループホームの開設支援を行います。また、利用希望者が適切な住まいに入居できるよう支援体制の構築に努めます。
- 関係課と連携し、総合的な住宅リフォームの相談体制を強化します。

■ 活動指標

指 標	2023年度 実績	2028年度 目標
特定健診受診率	54.2%※	59.0%
医療コーディネーター(障がい)活動件数	25 件	60 件

※2023 年度 見込

① 保健サービスと医療ケア体制の整備・促進

主な取組	内 容
保健事業の充実	・健康診査や健康教室等の充実を図るとともに、周知を徹底し、利用率の向上に努めます。 ・自立支援協議会等で受けやすい健診体制などについて協議します。 ・障害の特性にあわせた指導を行います。 ・こころの健康を保つため、身近な場所で気軽に相談できる機会として、精神科医および臨床心理士によるこころの相談や、出前講座を継続します。
障害の早期発見体制の充実	・こども相談ステーション等において、関係機関と一層の連携を図りながら、多様化するニーズ等に対応するため、必要な機能の充実や体制の整備に取り組みます。 ・障害の早期発見とあわせて、早期に適切な支援が受けられるよう、医療機関や福祉関係機関、認定こども園、学校等の連携による支援体制の充実を図ります。 ・関係機関の協力のもと、相談先を周知します。
医療ケア体制の充実	・障がいのある人（児童）と親等の介護者が安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉、教育の関係機関が連携し、切れ目のない支援等が可能となる体制づくりを進めます。 ・医療コーディネーターが障がいのある人（児童）の相談対応を行います。 ・医療的ケアが必要な人に、短期入所等必要なサービスの提供ができるよう努めます。
医療との連携	・保健、医療、福祉分野の関係機関における連携を図り、障がいのある人の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確立に努めます。 ・複雑化・多様化する相談を多機関で支える支援を強化します。 ・医師会や各あんしん相談センターの医療コーディネーターが障がいのある人（児童）の関係機関と連携し、障がい者のある人（児童）が安心して医療が受けられるよう、医療体制の充実に取り組みます。 ・障がいのある人が病歴や健康状態等を適切に把握し、治療が受けられるよう相談員と医療機関等関係機関が連携する医療体制の充実を図ります。

② 福祉サービス・地域生活支援の充実

主な取組	内 容
各種年金や手当、医療助成制度の利用促進	・各種年金や手当、医療費助成制度について、「安心のてびき」や窓口相談の機会等を利用して周知を図り、適切なサービスを充実します。
補装具や日常生活用具給付の周知と利用促進	・身体上の障がいを補うための用具の購入、修理費を支給する補装具や日常生活用具給付等事業について周知を図り、適切な利用を促進します。
各種障害福祉サービスの提供と充実	・各種障害福祉サービスや各種制度について周知を図り、適切な利用を促進します。 ・年齢や障害種別等にかかわらず、身近なところで必要なサービスを受けられるよう、地域生活支援事業の周知を図り適切な利用を促進します。 ・聴覚障がいのある人へ各種派遣サービスを充実します。

2 成果指標

基本方針	基本施策	指 標	2023年度 実績	2028年度 目標
1 住み慣れた地域で誰もが心豊かに 安心して暮らせるまちづくり	理解啓発の充実、情報 アクセシビリティの 推進	障害者週間事業参加者数	517 人	700 人
		福祉体験学習の開催回数	72 回	100 回
		地域福祉委員会の活動件数	5,223 件	5,400 件
	交流の促進、社会参加 の推進	当事者や家族の思いを話す場の 開催延べ数	2 回	5 回
		手話通訳者派遣人数（延べ）	344 人	365 人
		要約筆記者派遣人数（延べ）	30 人	30 人
	差別の解消・権利擁護 の推進	成年後見制度に関する 相談実人数	6 人	10 人
		成年後見制度に関する認知度 （アンケート調査より）	22.4%	30.0%
	生活環境の整備、 災害・緊急時の支援 体制の構築	地域福祉委員会の活動件数 （再掲）	5,223 件	5,400 件
		住宅改修費助成利用件数	0 件	2 件
		在宅支援型住宅リフォーム助成 事業利用件数	3 件	11 件
2 障がいのある人が自立した 生活を送る仕組みづくり	包括的な相談支援 体制の充実	地域生活支援拠点支援計画登録 件数	1 件	30 件
	切れ目のない療育・ 教育の推進	関係機関における発達・療育 相談実人数	938 人	1,015 人
	就労支援等の自立に 向けた支援体制の 充実	市内福祉就労施設における 平均工賃	月平均 19,495 円※1	月平均 26,100 円
	保健・医療・福祉 サービスの充実	特定健診受診率	54.2%※2	59.0%
		医療コーディネーター（障がい） 活動件数	25 件	60 件

※1：2022 年度実績 「工賃総額÷支払対象者」（障害福祉サービス等報酬改定における工賃算出方法に準じる）

工賃は、作業内容・就労時間等により個人差があります。

※2：2023 年度見込